

就学援助制度のご案内

令和7年度から対象を拡大します

就学援助制度とは？

成田市教育委員会

公立の小中学校及び義務教育学校へ就学しているお子さんを持ち、経済的な理由で学校の学用品費や給食費などの支払いが困難なご家庭に対し、その費用の一部を援助する制度です。この援助を希望される方は、お子さんが通学（入学）する学校に申し出てください。すでに令和7年度の申請をお済みの方は、再度申請していただく必要はありません。

就学援助を受けられる人

成田市に住民登録があり、児童生徒と住所・生計を同じくする世帯員の所得額等が、市において定めた額を下回る人。（同住所の方は、住民票上、世帯分離をしても同一世帯と判断します。）

世帯員の所得額等とは？

児童生徒と同居する世帯員全員の課税される所得の合計額に、養育費、児童扶養手当、遺族年金、障害年金、仕送り等を合算した額。

市において定めた認定基準額の目安は以下のとおりです。※認定基準額は、世帯構成（人数・年齢等）や家賃等により家庭ごとに異なります。以下の基準額は、あくまで申請にあたっての目安としてお考えください。

世帯構成の例		世帯員の所得額等の目安	
		持家	借家
2人	母 小学生	約192万円	約278万円
	母 中学生	約205万円	約292万円
3人	母 幼児 小学生	約239万円	約325万円
	母 小学生 小学生	約260万円	約347万円
	母 小学生 中学生	約274万円	約360万円
	父 母 小学生	約259万円	約346万円
4人	母 幼児 小学生 小学生	約292万円	約378万円
	母 中学生 中学生 高校生	約343万円	約429万円
	父 母 小学生 小学生	約312万円	約398万円
	父 母 小学生 中学生	約321万円	約408万円

認定基準額を引き上げ、対象を拡大しました

（注）

*借家に係る住宅費は、家賃月額48,400円（限度額）として計算しています。

*審査で用いる「所得」とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

認定に関しては原則令和6年中の所得を基に審査することになります。ただし、令和7年中の収入額等が大きく減少しているときは令和7年中の見込額で審査します。

申請方法

申請書は各学校にあります。申請書に必要事項を記入し、児童扶養手当証書の写し等必要書類を添えて学校に提出してください。

年度当初からの援助を希望される場合は4月末までに申請をしてください。

申請後に、民生委員児童委員が生活状況等の確認を行う場合があります。

※申請書の内容に偽りがあった場合は、認定を取り消すとともに、支給済みの援助費を返還していただきますのでご注意ください。

添付書類

○令和7年中の収入が、令和6年中の収入と比べると大きく減少している場合

→直近3か月の「給与支給明細書」の写し等、令和7年中の収入見込みがわかるもの

○児童扶養手当を受給されている場合

→「児童扶養手当証書」の写し

○障害年金や遺族年金、失業給付を受給されている場合

→支給額を証明する書類

上記に該当しない場合、原則添付書類は不要です。

援助費目

■学用品費・通学用品費

■新入学児童生徒学用品費／入学準備学用品費

■校外活動費 ■クラブ活動・部活動費

■生徒(児童)会費 ■PTA会費 ■修学旅行費

■通学費(遠距離通学者の定期代等) ■学校給食費

■卒業アルバム代等 ■オンライン学習通信費

■医療費(学校の定期健康診断で発見された虫歯等、定められた疾病の治療費のみ)

※学年により対象となる費目が異なるほか、支給額及び該当となる費目等に制限があります。

※校外活動費・修学旅行費は、参加にかかった費用のみを支給対象としているため、キャンセル料は支給対象外となります。

生活保護を受けている児童生徒への就学援助

生活保護を受けている児童生徒には、修学旅行費および医療費の援助をしています。援助を希望される方は、お子さんが通学(入学)する学校に申し出てください。

お問い合わせ先 : 学校または成田市教育委員会学務課
(TEL 20-1581)